

第14回通常総会議案書

令和8年6月4日

於：大観荘せなみの湯



公益社団法人 村上法人会

議 事 次 第

1. 通 常 総 会

(1) 開 会 の 辞

(2) 会 長 挨 拶

(3) 議 事

議事録署名人選定

報 告 事 項

1) 理事会承認事項

令和7年度 事業報告

令和8年度 事業計画等

- ① 事業計画書
- ② 収支予算書
- ③ 資金調達及び設備投資の見込み
- ④ 事業の内容（「公益目的事業の種類及び内容」と「収益事業等の内容」）
 - ・ 事業の一覧
 - ・ 個別の事業の内容について
 - 公益目的事業について
 - 収益事業について
 - その他事業について

2) その他

決 議 事 項

第1号議案 令和7年度決算報告承認の件

第2号議案 その他

(4) 来 賓 祝 辞

(5) 閉 会 の 辞

2. 表 彰 式

- ・ 優良経理担当職員表彰

令和7年度事業報告

1. 概況

「令和7年度事業計画」に基づき、効率的な組織運営に配慮しつつ各種活動に取り組みました。

事業の実施にあたっては、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・基盤財政の維持強化を図るため、会員確保、福利厚生制度の拡充、相互交流による一層の連携強化に注力しました。

公益関係では、税を巡る諸環境の整備改善等を図る事業として、税に関する研修会やセミナー、専門家等による講演会、税知識の普及や広報、バスでの視察研修旅行を行うとともに、今後の望ましい税制のあり方をまとめた「令和8年度税制改正に関する提言」に関する活動を行う等、法人会の原点である「税」に関する活動を実施しました。

また、小学校を訪問しての租税教室の開催に加え、引き続き絵はがきコンクールを実施しました。

事業活動では、法人会の原点である「税法・税務」を中心に研修会・講演会等を開催しました。その際、公益性を高めるため会員のみならず一般市民にも参加を呼びかけ、税に関する新しい情報の解説や、冊子の配布により、税知識の普及拡大に努めました。

また、地域社会の経済的、社会的環境の整備・改善等を図るため、幅広いテーマでの講演会やセミナーの開催、地域の福祉問題や環境問題の改善に資するため、社会福祉施設への訪問、タオルの寄贈を行いました。

共益関係は、会員支援のための親睦・交流及び会員企業の発展向上に資するための福利厚生事業、会員増強運動による組織の充実・強化、「村上法人会だより」やホームページ等による広報活動、青年・女性部会の充実等に努めました。

各地区の活動については、独自に事業活動を実施しており、公益法人への移行により、会員企業に加えて、商工会等と共催するなど一般市民をも対象とした研修会や講演会などを開催しています。

管理関係については、公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備や諸会議の開催及び県連、他単位会などとの連携を図るとともに、法人会事業活動体制の確立について管理運営に努めました。

2. 公益関係

1. 税を巡る諸環境の整備改善事業

(1) 税に関する研修・セミナー事業

① 各研修会・セミナー事業

令和7年度の税に関する研修・セミナー実施状況は、税制改正を中心に、法人会の原点である「税」を中心とした研修会及び経営、財政を取り巻く諸問題に役立つ研修会を実施することができました。

今年度の開催状況は、次のとおりです。

項目別研修会開催状況

テーマ	参加人員	実施回数	講師名
・「アン・ボン・タンとトン・チン・カン」	39名	1回	西田誠村上税務署長

・「日々是好日～PRESENT（プレゼント）～」	46名	1回	中藤弘行	//
・決算期別税務研修会	136名	4回	村上税務署担当官	
・年末調整説明会	156名	2回	//	
・本会理事会・委員会・部会時の税制改正等説明	259名	12回	村上税務署統括官ほか	
合 計	636名	20回		

② インターネットセミナーの提供

当法人会ホームページ上ネット配信されるセミナーは、100タイトル以上の講師によるセミナーを24時間いつでも無料でご覧いただけます。

この各種セミナーの内容は、税務・経営・労務・健康等のタイトルで経営者として知っておくべき多彩なセミナーと各分野の専門家の講師陣を揃え、令和7年度のログイン数 1,478回を数えております。

(2) 租税教育活動

公益法人として、「租税教育活動」に積極的に取り組みました。

イ. 租税教室

小学校高学年（主に6年生）を対象に、税の重要性を正しく理解し関心を持ってもらうため、青年部会の大きな柱として「租税教室」を実施しております。

ロ. 税に関する絵はがきコンクール

女性部会では、小学生への租税教育活動として、「税に関する絵はがきコンクール」を実施しています。租税教室等を通じ「税の大切さ、役割」を学んでもらい、その知識や感想を「絵はがき」にすることで、理解をより深めてもらうことが目的です。令和7年度は12校から197作品の応募があり、その中から最優秀賞、村上税務署長賞、（公社）村上法人会会長賞、（公社）村上法人会女性部会長賞、奨励賞、努力賞を選定し、上位4賞（山辺里小学校、さんぼく小学校、村上小学校）について、11月13日村上市教育情報センターで、行われた村上税務署・村上税務署管内税務団体連絡協議会の納税表彰式に引き続き表彰しました。また、参加賞としてシャープペンシルを贈呈しました。

ハ. 租税教室の配布教材等

青年部会では、小学生への租税教育活動として、児童・生徒等若者を対象とした税の啓発用アニメ冊子「おじいさんの赤いつぼ」（大蔵財務協会）、「キミも納めてる！税金どこ行くの？タックスフントとけんたくん」（全国法人会総連合）、「シャープペンシル」、「税に関する絵はがきコンクールポケットティッシュ」を租税教室を開催する小学校に配布しました。（管内小学校15校393人）

(3) 税の広報活動

イ. 会報「村上法人会だより」の発行及び全法連機関誌「ほうじん」の配布

税、経営等に関する最新の情報を提供するため、「村上法人会だより」を年2回（第77号・第78号）発行しました。また、全法連の機関誌「ほうじん」（年4回）を会員及び一般向けに無料で配布しました。

ロ. 新聞による税の広報

「ダイレクト納付」の利用促進を図るため、地元紙のびサンデーいわふねの

7月27日・1月1日号において「法人会は、ダイレクト納付を推奨しています。」と掲載しました。

ハ. ホームページや地元紙等による税の広報

各種研修会の開催案内やインターネットセミナーの活用案内をホームページに掲載すると共に地元紙にも掲載し、一般市民にも参加を呼びかけました。

(4) 各種研修用教材等の配布・貸出

税法・税務関係の研修会については、法人会の研修事業の中心であり、令和7年度においても各種テキスト等を研修会の開催時等に会員及び一般市民に配布しました。

配布・貸出したテキスト等

1. 令和7年度「税制改正のあらまし」(速報版)
2. 令和7年度「税制改正のあらまし」
3. 令和7年度版会社取引をめぐる税務Q&A
4. 令和7年度版「会社役員のための確定申告実務ポイント」
5. 令和7年度源泉所得税実務のポイント
6. 令和7年度会社の決算・申告の実務
7. 令和7年分わかりやすい年末調整実務のポイント
8. 自主点検ガイドブック・チェックシート(入門編含む)
9. 法人会の福利厚生制度

2. 税制提言活動

法人会は、民間における税のオピニオンリーダーを目指して様々な活動をしておりますが、その中でも国家の将来を見据えた税の提言活動は特に重要なものとなっております。

(1) 税制改正に関する提言の概要

地域経済と雇用を担う中小企業が活性化しなければ日本経済の真の再生はなく、そのための地方創生戦略と絡めた税制の整備は重要且つ喫緊の課題といえる。また、財政再建と持続可能な社会保障制度を構築するため、社会保障と税の一体改革にも本腰を入れた取り組みが求められている。

これらを踏まえ、税のオピニオンリーダーとしてわが国の将来を展望した建設的な提言を行っていく。

新潟県連がまとめた要望事項は、以下(P15)のとおりです。

(2) 要望実現のための要請活動の展開

全法連、各県連及び単位会とも要望実現のための要望活動を展開し、県連においては管内選出の衆参各国会議員及び県知事、県議会議長に対して行いました。村上法人会としては、11月19日、21日に伴田会長及び小田税制・公益委員長並びに東海林事務局長が、村上市役所において高橋村上市長及び三田村上市議会議長と面会し、要請を行いました。

(3) 法人会の税制改正要望の主な実現事項(全法連)

法人会が要望した項目のうち改正が行われた箇所は、以下(P22)のとおりです。

3. 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

(1) 令和7年度の経営支援に関する研修会の実施状況は下記のとおりです。

研修会開催状況

日時 令和7年6月13日(金)
会場 大観荘せなみの湯
テーマ 2025年の政治・経済を読み解く
「地域産業と中小企業の未来戦略」
ナレッジフォース・パートナーズ 代表 藤原 敬行 氏
計 86名 1回

(2) 社会貢献活動

イ. 社会福祉施設訪問

地域貢献活動による特別講演会等で集まったタオルなどを持参して福祉施設の訪問を実施しました。

日時 令和8年2月19日(木)
会場 ・一般社団法人Natural(こども発達支援所はる)
・医療法人佐藤医院 介護老人施設 杏園
内容 タオルそれぞれ400枚の贈呈
女性部会長・副部会長で訪問、タオルの寄贈
参加者 岩間部会長・木村副部会長

ロ. 社会貢献活動早春特別講演

社会福祉施設でのタオル不足を、一般市民にも広く呼びかける目的で、年1回地域貢献活動による特別講演会を開催し、入場料無料でタオル提供をお願いしました。また、今年度は、村上市の後援の承諾をいただき、市報むらかみでも参加の呼びかけを行いました。

講演会開催状況

日時 令和8年3月3日(火)
会場 大観荘せなみの湯
テーマ ~がんはもう怖くない~
「ここまで来た最先端技術」
愛知医科大学客員教授 植田 美津恵 氏
計 65名 1回

八. 環境美化活動

- 1) 「花いっぱい活動」と題して、朝日商工会と共催で、朝日地区内の保育園・小学校・中学校・福祉施設へ鑑賞用にプランター植えの花を届けました。
参加者 11名(一般含む)
- 2) 「清掃活動」として、夏の海水浴シーズン前に、青年部会・女性部会合同で瀬波温泉海水浴場の清掃活動を行いました。また、山北商工会と共催で「さんぽくクリーン作戦」を寒川海水浴場で地区の児童生徒と共に実施予定でしたが、クマの出没が相次ぎ、危険防止のため中止となりました。

3. 共益関係

1. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織の強化・充実

会員増強については、本地域の経済の低迷が長期にわたり続いていることから、今年度も廃業等による会員の減少が顕著となっております。

令和7年度も、共益・厚生委員会を中心として、会員増強を図るために獲得目標を「共益・厚生委員会委員 1社以上」としました。未加入法人名簿をもとに、未加入法人先を勧誘するとともに、併せて、税務署・税理士・法人会役員との三者懇談会を開催し、会員増強の推進について指導をいただき、会員増強に取り組みました。結果、会員増強運動期間の令和7年10月～令和8年1月までの4ヶ月間の実績として、4社の増となりました。

なお、青年部会及び女性部会、保険会社3社にも協力を要請しました。

期首・期末支部別比較（賛助会員含む）				令和8年3月31日現在	
地区別	期首会員数	期中加入	期中退会	期末会員数	加入率%
関川	50	1	7	44	66.7
荒川	83	1	6	78	55.7
神林	65	1	4	62	45.3
村上	283	8	15	276	57.4
朝日	53	0	1	52	61.2
山北	53	1	1	53	63.9
計	587	12	34	565	57.0

管内法人数 992社

(2) 部会等事業の充実

事業名		開催回数	出席者数
青年部会	通常総会	1	21
	研修会の開催	1	16
	会議の開催	2	32
	その他会議	0	0
女性部会	通常総会	1	12
	研修会の開催	1	12
	会議の開催	3	28
	その他会議	0	0

イ. 青年部会の活動

「租税教育活動」は、青年部会の活動の柱であり、今年度も租税教育教材や一億円レプリカなどを用いて管内の小学校14校6年生（392名粟島浦小学校除く）を対象に租税教育活動を実施しました。

また、各学校から税務署に提出のあったアンケート調査の結果を共有し、次年度の活動の充実を図りました。

ロ. 女性部会の活動

今年度も社会貢献活動の一環として収集したタオル800本を一般社団法人Natural（こども発達支援所はる）及び医療法人佐藤医院 介護老人施設杏園へ訪問し寄贈したほか、新たに会員から回収した使用済み切手を村上市社会福祉協議会へお届けしました。

また、13年目になる「税に関する絵はがきコンクール」は上位4賞入賞者について、11月13日開催の村上税務署・村上税務署管内税務団体協議会の納税表彰式に引き続き実施いたしました。

青年部会・女性部会 会員数

支部別	青年部会		女性部会	
	期首	期末	期首	期末
関川	6	6	7	4
荒川	6	5	5	5
神林	5	5	2	2
村上	25	24	30	29
朝日	6	6	8	8
山北	2	2	7	7
計	50	48	59	55

(3) 福利厚生事業

福利厚生制度を取り巻く環境は、厳しい経済状況や会員企業の保険に対する意識の変化等により、依然として厳しい状況が続いています。

しかし、全法連の福利厚生制度は会員にとっても、また各法人会にとっても会員増強、さらには法人会の財政基盤の安定化に大きなメリットをもたらすものであり、共益・厚生委員会が中心となって活動を展開しました。

イ. 法人会福利厚生制度連絡協議会の開催

法人会の本会役員と福利厚生制度委託保険三社との連携を密にするため、法人会福利厚生制度連絡協議会を開催しました。(R7. 12. 10)

ロ. 保険三社の加入状況について

8.3月末現在	経営者大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
会員加入率	12.6% (12.9%)	15.6% (15.4%)	13.3% (13.2%)
加入企業数	71社 (73社)	87社 (87社)	74社 (74社)

(カッコ内は前年同期)

ハ. 法人会の「ビジネスマッチング」について

会員企業のビジネスチャンス拡大の新サービスとして、アメックス社が構築しているビジネスマッチングのプラットフォームを今年度から提供することとなりました。

これに伴い、本会ホームページへのバナーを掲載したほか、会報配布時及び研修会開催時等に関係資料を配布し、会員への情報提供を図りました。

(4) 会員支援事業

会員企業の経理担当者の表彰

- ・勤続10年以上の経理担当者及び指導的な立場で社長が特に推薦する人を対象に表彰を行いました。

優良経理担当職員表彰

(総会終了時に被表彰を表彰しました)

- ・受賞者 6社 6名 (順不同・敬称略)
- 木村 真美 (有)木村建築
- 長 綾菜 (株)ジャムコエアクラフトインテリアズ
- 渡辺 和美 (株)酒のかどや
- 三須 友紀子 大滝自動車工業(株)
- 羽田 桂子 (株)横井組
- 大滝 利枝子 村上市森林組合

表彰の趣旨（優良経理担当職員表彰規程）

今日、企業の経営にとって経理と税務はきわめて大きなウエートを占めていることはいうまでもなく、経理担当職員は、最も中枢的な部門を担当しているもので、その資質の良否が企業の伸長に直接影響するところが甚だ大きい。これらの職員の内、功労謙虚な者を表彰し、その労苦に報い、今後とも企業の発展に努力されるよう大いに期待するものである。

4. 管理関係

(1) 運営体制の充実を図るための取り組み

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備を図り、法令に基づく適正な情報開示に努めました。また、ホームページなどを活用して、一般市民に対して情報の発信や会活動のPRを図りました。

さらに、当法人のガバナンスの更なる充実に向けて、令和7年6月13日の通常総会において、外部監事1名を選任しました。

(2) 主な諸会議等の開催状況

イ. 令和7年度・第13回通常総会

日時 令和7年6月13日（金）

会場 大観荘せなみの湯

出席者 383名（うち委任状307名）

議題 報告事項

(1) 理事会承認事項

令和6年度事業報告

令和7年度事業計画及び収支予算

(2) その他

決議事項

第1号議案 令和6年度決算報告承認の件

第2号議案 定款の改正の件

第3号議案 役員改選（案）承認の件

第4号議案 その他

表彰式 優良経理担当職員表彰

退任役員功労者表彰

講演会 2025年の政治・経済を読み解く

「地域産業と中小企業の未来戦略」 藤原 敬行 氏

ロ. 理事会

(第1回)

日時 令和7年5月15日（木）

会場 村上市生涯学習推進センター

出席者 22名

議題

- (1) 令和6年度事業報告承認の件について
- (2) 令和6年度決算報告承認の件について
- (3) その他

(第2回)

日 時 令和7年6月13日(金)

会 場 大観荘せなみの湯

出席者 20名

議 題

- (1) 代表理事(会長)の選定について
- (2) 副会長の選定について

(第3回)

【三者懇談会含む】

日 時 令和7年9月9日(火)

会 場 割烹 善蔵

出席者 20名

議 題

- (1) 公益社団法人村上法人会 優良経理担当職員表彰規程の改正について
- (2) 令和6年度会員増強運動達成状況について及び
令和7年度会員増強運動の推進(案)について
- (3) その他

(第4回)

日 時 令和8年3月18日(水)

会 場 村上市生涯学習推進センター

出席者 24名

議 題

- (1) 令和8年度事業計画等承認の件について
 - ① 事業計画書
 - ② 収支予算書
 - ③ 資金調達及び設備投資の見込み
 - ④ 事業の内容(「公益目的事業の種類及び内容」と「収益事業等の内容」)
 - ・事業の一覧
 - ・個別事業の内容について
 - 公益目的事業について
 - 収益事業について
 - その他の事業について
- (2) 規則改正の件について
- (3) 規程改正の件について
- (4) 第14回通常総会開催の件について

(5) その他

<報告・協議事項>

- (1) 令和7年度「優良経理担当職員表彰」・令和8年度「全法連・
県連功労者表彰」の選考について
- (2) 会員増強運動の結果報告について
- (3) その他

八. 総務・広報委員会

(第1回)

日 時 令和7年7月9日(水)
会 場 村上市生涯学習推進センター
出席者 9名
議 題

- (1) 「村上法人会だより」第77・78号の発行について
- (2) 令和7年度「優良経理担当職員」の表彰について
- (3) その他

(第2回)

日 時 令和8年2月3日(火)
会 場 村上市生涯学習推進センター
出席者 8名
議 題

- (1) 令和7年度「優良経理担当職員」被表彰者の選考について
- (2) 令和8年度「全法連功労者表彰」及び「県連功労者表彰」候補者選考
について
- (3) 規則の改正について
- (4) 規程の改正について
- (5) 令和8年度通常総会開催について(理事会提案事項)
- (6) その他

二. 共益・厚生委員会

(第1回)

日 時 令和7年7月23日(水)
会 場 割烹 鳴海
出席者 18名
議 題

- (1) 令和7年7月末までの会員数及び入退会の状況
- (2) 令和7年度会員増強運動について
・役員の見直し方について
- (3) 令和7年度現在までの状況及び今後の保険推進について
・保険推進員から今年度の取り組みについて
- (4) その他

(第2回)

日 時 令和8年2月18日(水)

会 場 朝日みどりの里

出席者 15名

議 題

(1) 令和7年度会員増強運動達成状況について

(2) 令和7年度保険推進について

(3) その他

ホ. 税制・公益委員会

日 時 令和7年7月15日(火)

会 場 村上市生涯学習推進センター

出席者 9名

議 題

(1) 「視察研修」について

(2) 県連がまとめた令和7年度税制改正要望事項について

(3) 令和7年度 研修活動について

(4) その他

ハ. 税務署・税理士・法人会役員三者懇談会【理事会含む】

日 時 令和7年9月9日(火)

会 場 割烹 善蔵

出席者 36名(うち税務署3名)

懇談会 会員拡大について

ト. 合同役員研修・福利厚生制度推進連絡協議会

日 時 令和7年12月10日(水)

会 場 大観荘せなみの湯

出席者 46名

研 修 第1部 福利厚生制度連絡協議会

(1) 大同生命保険(株)新潟支社より説明

(2) AIG損害保険(株)新潟支店より説明

(3) アフラック生命保険(株)新潟支社より説明

第2部 税務研修

テーマ：「日々是好日～PRESENT(プレゼント)～」

講 師： 村上税務署長 中藤 弘行 氏

チ. 地域社会貢献活動「早春特別講演会」

日 時 令和8年3月3日(火)

会 場 大観荘せなみの湯

出席者 65名(一般12名含む)

講演会 ～がんはもう怖くない～ 「ここまで来た最先端技術」

講 師 植田 美津恵 氏

リ. その他行事・会議等参加

県連・全法連関係会議

1) 県連総務委員会

日 時 令和7年5月14日(水)

会 場 にいがた法人会館

出席者 1名 渋谷総務・広報委員長

2) 県 連：理事会

日 時 令和7年5月21日(水)

会 場 ホテルイタリア軒

出席者 2名 今井会長他

3) 県 連：県連・新潟法人会合同税制委員会

日 時 令和7年6月10日(火)

会 場 にいがた法人会館

出席者 1名 三原税制・公益委員長

4) 県 連：第13回通常総会

日 時 令和7年6月16日(月)

会 場 ホテルイタリア軒

出席者 11名 伴田会長他

報告事項

(1) 理事会承認事項

令和6年度事業報告

令和7年度事業計画

令和7年度収支予算

(2) その他

決議事項

第1号議案 令和6年度決算報告承認の件

第2号議案 役員選任(案)承認の件

第3号議案 その他

全法連功労者表彰 本間 敦 県連功労者表彰 小田 佐千栄

// 瀬賀 功

財政健全化のための健康経営プロジェクト表彰(銅賞)

5) 県 連：第1回青年部会連絡協議会正副会長会議

日 時 令和7年6月27日(金)

会 場 にいがた法人会館

出席者 2名 中原部会長他

6) 県 連：第1回女性部会連絡協議会正副会長会議

日 時 令和7年7月24日(木)

会 場 にいがた法人会館
出席者 1名 岩間部会長

7) 局 連：令和7年度通常議員総会
日 時 令和7年8月26日（火）
会 場 ホテルブリランテ武蔵野
出席者 1名 伴田会長

8) 全法連：第19回法人会全国女性フォーラム（北海道大会）
日 時 令和7年9月18日（木）
会 場 札幌パークホテル
出席者 1名 岩間部会長

9) 県 連：理事会・福利厚生制度連絡協議会
日 時 令和7年9月24日（水）
会 場 ホテルイタリア軒
出席者 3名 伴田会長他

10) 県 連：第41回県連青年部会連絡協議会合同セミナー（新津大会）
日 時 令和7年10月9日（木）
会 場 ガーデンホテルマリエール
出席者 6名 中原部会長他

11) 県 連：第20回県連女性部会連絡協議会合同セミナー（三条大会）
日 時 令和7年10月24日（金）
会 場 ジオ・ワールド・ビップ
出席者 8名 岩間部会長他

12) 全法連：第39回法人会全国青年の集い（山梨大会）
日 時 令和7年11月20日（木）～21日（金）
会 場 YCC県民文化ホール
出席者 2名 中原部会長他

13) 県 連：年末特別講演会
日 時 令和7年12月2日（火）
会 場 ANAクラウンプラザホテル
出席者 6名 伴田会長他
演 題 「地方経済の今 ～経済学から考える地域活性化～」
講 師 崔 真淑 氏

14) 局 連：局連女連協第5回合同セミナー
日 時 令和7年12月2日（火）

会 場 ホテルメトロポリタン高崎
出席者 1名 岩間部会長

15) 県 連： 県連青年部会連絡協議会正副会長会議
日 時 令和8年1月16日（金）
会 場 にいがた法人会館
出席者 1名 中原部会長

16) 県 連： 関東信越国税局幹部との協議会・理事会
日 時 令和8年2月5日（木）
会 場 ANAクラウンプラザホテル新潟
出席者 2名 伴田会長他

17) 全法連： 令和8年度税制セミナー
日 時 令和8年2月16日（月）
会 場 ハイアットリージェンシー東京（オンライン受講）
出席者 1名 小田副会長

18) 県 連： 地域社会貢献活動 ゴルゴ松本 氏 特別講演会
日 時 令和8年3月7日（土）
会 場 ANAクラウンプラザホテル新潟
出席者 5名 小田副会長他

19) 県連： 健康経営プロジェクト会議及び研修会
日 時 令和8年3月13日（金）
会 場 にいがた法人会館
出席者 1名 今井理事

令和8年度税制改正要望事項

一般社団法人 新潟県法人会連合会
公益社団法人 新潟法人会

第一 はじめに

世界的な燃料価格の上昇や円安の進行に伴って輸入物価が押し上げられ、日本経済は物価が上昇し、金利のある世界へと転換してきた。また、米国の関税政策により世界経済の混乱も生じてきており、ロシア・ウクライナの紛争の見通しも定まらない中、世界的な景気減速が懸念される。

こうした中、地域経済と雇用を担う中小企業は、原材料価格の上昇や少子高齢化と人口減少に伴う人手不足、最低賃金の引き上げにより相応に毀損しており、それらからの再起・活性化が不可欠であり、さらなる大胆な税・財政政策が求められる。ただし、それらの政策として減税や一時金支給などの議論があるが、今後の財源を含めた検討が重要である。

基本的に、DX化を中心とした省力化や生産性の向上など、事業構造改革を促すための税・財政政策を打ち出し、民間の活力を最大限引き出すための新たな戦略が求められる。税収を伸ばすことが全国の法人会（中小企業）の原点であり何よりも必要で、超高齢化社会が急速に進展する中、持続可能な社会保障制度の構築と財政健全化の両立が引き続き重要な課題である。また、地方活性化の中心的な役割を担う中小企業の事業承継などの支援も必要である。

税制改正要望にあたり、法人税制と事業承継税制への取組が中小企業活性化への喫緊の課題と認識する中、今後の要望についてより強いトーンで要請して行くことが必要であると認識している。そのため、要望事項の構成で総論において、重要度の高い順に列記するべきであるとして、昨年までの「行財政改革の徹底」に優先して法人税制、事業承継税制、消費税制、地方税の順に言及することで重点項目を明確化することにより、効果的な提言となるものと考えられる。

さらに、税制改正要望において、長年に渡って要請しているにも関わらず、進展のない項目について、その検討状況の開示やさらに進捗させるための条件面などについて公表することを求めている。

第二 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、エネルギー、原材料価格の上昇や賃上げの要請など一段と厳しい経営環境におかれている。事業の継続や新規分野への展開を支援するための税制の拡充、これまでの支援策の特例期間の延長や追加支援策を迅速に実行していくことが強く求められる。また、近年、政策の効果について実証を重視した議論が求められており、ターゲットを絞った政策実施やメリハリのある法人税体系を構築されることが期待される。

1. 法人税率の軽減措置

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が令和9年3月まで延長

されたが、所得の高い中小企業等については見直しを行うとともに、大多数の零細中小で収益力の低い企業を対象として、引き続き本則化することを要望する。また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、1,600万円程度に引き上げることを求める。なお、これらの要望を長年受け入れられない理由、または受け入れるための条件等について示していただきたい。

2. 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

中小企業の技術革新など経済活性化に資する税制措置については、制度を拡充していくことが必要である。

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げ損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長する。

3. 中小企業等の設備投資支援措置

「中小企業経営強化税制」や「先端設備等導入計画に係る固定資産税特例」等を適用するにあたって、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定については弾力的に対処すること。

「カーボンニュートラルに向けた投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

4. 賃金引上げのための優遇税制

賃上げは人員確保のために必要対策になっており、黒字企業のみにも有効な税優遇に限らず、中小法人全般に効果的な優遇措置が必要である。

経営環境が厳しい中小企業の持続的な賃上げを支援する観点から、優遇措置に対する要件の緩和等を引き続き検討が必要である。

5. 中小企業の事務負担の軽減

インボイス制度の導入や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担や納税協力コストは年々増加している。定額減税時の混乱など、事業者の過大な事務負担を強いた反省から、今後急な税等に関する事務変更が必要となった場合、既存事務への負荷増加にならないように配慮する制度設計をすること、及び、事務負担コストの軽減を図るため、中小企業のDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進につながるような特段の支援が必要不可欠である。

第三 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものである。

少子化が進む中で、事業継承の件数全体に占める親族外の第三者継承の割合が高まってきているなか、後継者へのスムーズな資産移転ができるよう支援を

強化すべきである。そのために、

1. 事業用資産を一般資産と切り離れた本格的な事業継承税制の創設
2. 取引相場のない株式は換金性に乏しいことを考慮し、評価のあり方を見直す
3. 相続税、贈与税の納税猶予制度を免除制度に改める

これらの要望実現は中小企業の事業承継における喫緊の課題であり、期限を定めて実現の方向性、見直しについて示すことを強く望む。

なお、相続税・贈与税の納税猶予制度の特例措置が特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）をもって延長されないこととなっているが、有効な代替案が明示されるまでは継続することを強く要望する。令和9年12月末で特例措置期間が終了するが、期限終了時には中小企業の事業用資産の円滑な移転が可能となるようなメリハリのある納税免除等の「特例」の新設が求められる。但し、新設にあたっては利用しやすさなど、中小企業目線での制度設計を強く要望する。

第四 消費税制について

軽減税率の導入は、事業者の人的経済的負担や税収減などから、制度は見直すべきであり、弾力的な対応を望むところだが、昨今の物価対策、景気対策において大幅な減税のための見直しが議論されることがあるが、その見直しにおいても、単純でわかりやすく、企業の事務負担が少なく、社会保障と税の一体改革に配慮された運用を強く要望する。

また、令和5年10月に導入されたインボイス制度について、事業者の事務負担やコストが増加することや免税事業者が商取引から排除される恐れがある。課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。併せて、仕入税額控除の特例や消費税の2割特例が適用されているが、そもそも対象として小規模事業者が多いことから、事務負担の軽減の観点から特例を本則化するべきである。

さらに、インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。インボイス制度に伴う事務は生産性や売上、利益に貢献しない業務であり、システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

第五 地方税制について

1 固定資産税評価見直し

固定資産税は、土地・建物の収益性の低下に比べ、過大な負担となっている。評価時期や負担水準など、抜本的な見直しを行うべきである。

- ① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。
- ② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。
- ③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産にまで拡大すると

ともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

- ④固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。
- ⑤国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

2 事業所税について

事業所税は、固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

第六 行財政改革の徹底

1. 財政健全化と行政改革の徹底

令和7年度予算編成は、歳入115.5兆円のうち、税収は78.4兆円、国債の新規発行額は28.6兆円であり、公債依存度は24.8%となっている。また令和7年度末の国および地方の長期債務残高は1,330兆円となる見込みである。

本年1月に内閣府が発表した「中長期の経済財政に関する試算」によれば、「成長実現ケース」における2025年度の基礎的財政収支対GDP比は、▲0.7%（▲4.5兆円）であり、基礎的財政収支が黒字化するのは2026年度となる見込みである。

財政健全化は国家的課題であり、将来世代への負担の先送りを回避するため、歳出・歳入の一体的改革に取り組むこと等が極めて重要であり、歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、実効性ある計画を策定し、着実に改革を実行することが求められる。

政府では防衛費増額や少子化対策、今般の物価高、米国関税引き上げに伴う景気対策などその安定財源の確保に向けた議論がきわめて重要である。

持続的な経済成長に向けて、官民連携による計画的な重点投資を推進する中、危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期すことが重要であり、経済あつての財政であり、経済の立て直しを第一義に行い、財政健全化に向けて取り組むことが必要である。

行政改革を徹底するに当たっては、以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

1. 議員定数・報酬等の歳費の削減と選挙制度改革
2. 特殊法人改革等の推進
3. 積極的な民間活力の導入
4. 特別会計の抜本的改革
5. 予算執行についてのチェック体制強化
6. 国、地方公務員の能力を重視した賃金体系による人件費の抑制

2. 社会保障制度改革推進について

「社会保障制度」について、適正な「負担」と「給付」の「重点化・効率化」により社会保障給付費を抑制することが必要と考えられる。団塊の世代全員が

後期高齢者となり、今後さらに医療と介護の給付費増加等が懸念されるなど、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっている。

日本は、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えており、今はまさにそれに対処するために積極的に具体策を実行していかなければならない重要な時期にあたる。ここにおいて、今後の人口動態の変化や経済社会の変容を見据えつつ、日本が目指すべき社会の姿を描くこと、そして、その実現に向けて社会保障政策が取り組むべき課題を総合的かつ明確に示すことは、極めて重要である。

社会保障のあり方では、「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要であり、医療控除の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

すなわち、社会保障制度での中小企業で過度な保険料負担増加を抑え、経済成長を阻害しないように配慮する必要がある一方、高所得高齢者の年金支給方法の見直し、負担能力に応じた診療報酬の見直し、中低所得層への児童手当の更なる見直し、介護保険においても介護必要者の見極めなど、持続可能な社会保障制度を構築のために、「負担」の確保と「給付」の見直しが必須である。

また、いわゆる「年収の壁」により就労調整が行われ、中小企業が人手不足となっていることを鑑み、今年度一部見直しがおこなわれたが、引き続き、女性の就労を支援する政策を含め、税と社会保障のあり方について検討することが必要である。

3. マイナンバー制度について

マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難く、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

制度の運用に当たっては、個人情報情報の漏洩、第三者の悪用を防ぐためのプライバシー保護など、制度の適切な運用が担保される措置を講じることが重要である。

〈税目別の具体的課題〉

1. 法人税関係

(1) 役員給与の損金算入の拡充

① 役員給与は損金算入

現行制度では、役員給与の損金算入の取り扱いが限定されており、とくに年度途中の報酬等の改定には厳しい制約が課せられている。役員給与は、本来、職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すべきである。

② 同族会社も業績連動給与の損金算入

経営者の経営意欲を高め、企業に活力を与える観点から、同族会社における役員業績連動給与についても、一定の要件のもと、損金処理を認めるべきである。

(2) 無形減価償却資産

ソフトウェアは、無形減価償却資産として、5年償却となっているが、技術革新の加速化を考慮し期間を3年に短縮すること。

(3) 引当金

退職給与引当金は、将来確実に発生する債務であり損金算入を認めること。また、賞与引当金についても、各月に発生する未払い費用として、損金算入を認めること。

(4) 法人税の延納

不況時における資金繰りに考慮し、法人税の延納制度を復活すること。

(5) 申告書の提出期限

会社法上の決算事務を人手不足や税理士の負荷増加から2カ月以内に完了することが困難の為、法人税の確定申告の提出期限を事業年度終了後、3カ月以内とすること。なお、長年要望しているが、実現しない理由等について明示いただきたい。

(6) 電話加入権の損金算入

電話加入権については、昨今の電話の普及状況を鑑み、非償却資産から減価償却資産に見直し、損金算入を認めること。

(7) 耐震補強工事による特別償却

建物等の構造物に対する耐震補強工事を実施した場合、特別償却または税額控除制度を設けること。

2 所得税関係

所得税は国民が能力に応じて適正に負担すべきです。「所得の壁」を取りはらい、社会保険、雇用保険を全て所得に比例させることや医師に優遇される税制など業種による税負担の違いなどを見直していくことなども検討するべきである。また、所得税の特別徴収や年末調整など企業の事務的負担が増大しており、事務負担軽減に取り組んでいただきたい。

(1) 各種控除制度の見直し

各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。特に、人的控除については改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

(2) 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

(3) 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっているが、この取扱いはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

(4) 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。

また、病気の予防が医療費の削減につながることから、予防接種、人間ドック費用も控除対象医療費として認めるべきである。

(5) 源泉納付

源泉所得税の1月の納付期限については、年末調整事務や年末年始の休暇等の特殊事情、および週休二日制の普及を考慮し、「納期限の特例」適用者以外の源泉徴収義務者に対しても1月20日（現行1月10日）とすること。

(6) NISA口座複数金融機関での開設

金融機関毎でNISA対応商品が異なることから、幅広い商品選択のニーズに応えるため、マイナンバーカードで限度額管理の上、複数金融機関での口座開設を可能とする。

3. 相続税・贈与税関係

(1) 相続税基礎控除の見直し

少子化に伴う法定相続人の数は減少傾向、基礎控除の引き下げや地価の上昇により相続税の課税件数割合が増加していることから、基礎控除のあり方を見直し、最低でも10年前の引き下げ前の（5,000万円+1,000万円×法定相続人数）水準にまで引き上げること。また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 贈与税基礎控除の見直し

経済の活性化や子育て世代への資産の移転に資するよう、贈与税の基礎控除を引き上げること。

(3) 親族外への事業承継に対する措置の充実

(4) 贈与税の配偶者控除の引き上げ

昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

(5) 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。

(6) 課税財産の見直し

相続開始後に発生する相続に伴う費用（遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等）は、相続税の課税財産から控除すること。

4. 消費税関係

(1) 消費税の確定申告書の提出期限

消費税の確定申告書の提出期限は、法人税の確定申告書の提出期限に合わせ、課税期間終了後3か月以内（現行2か月以内）とする。

(2) 消費税の届出書の提出期限

消費税の各種届出書の提出は、前課税期間の消費税の確定申告書の提出期限（現行は課税期間の開始日の前日）まで延長する。

5. 印紙税関係

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、紙に対して課税される印紙税は意味がなくなってきており、廃止すべきである。

法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

令和8年度税制改正では、物価高への対応の観点から、物価上昇に連動して基礎控除等を引き上げる仕組みが創設されたほか、就業調整に対応するとともに、中低所得者に配慮しつつ、所得税の課税最低限を178万円まで特例的に先取りして引き上げられました。「強い経済」の実現に向けた対応として、大胆な設備投資の促進に向けた税制措置が創設されたほか、租税特別措置等の適正化の観点から、賃上げ促進税制の見直しや研究開発税制の強化等が行われました。税負担の公平性を確保する観点から、極めて高い水準の所得に対する負担の適正化措置の見直し等が行われました。このほか、自動車関係諸税について、自動車税等の環境性能割の廃止や軽油引取税の当分の間税率の廃止等が行われました。また、国際観光旅客税の税率の引上げや防衛特別所得税（仮称）の創設等が行われました。（令和8年度税制改正大綱より）。

法人会では、昨年9月に「令和8年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小企業向け税制措置の適用期限延長、事業承継税制の特例承継計画の提出期限の延長等、法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

【法人課税】

1. 少額減価償却資産の取得価額の法人税率の軽減措置

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和8年3月末日となっている適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 対象となる減価償却資産の取得価額が40万円未満（改正前：30万円未満）に引き上げられた上で、適用期限が3年間延長されました。なお、従業員要件は400人以下（改正前：500人以下）に引き下げられました。

2. カーボンニュートラル投資促進税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 「カーボンニュートラル投資促進税制」は、令和8年3月末日が適用期限となっていることから適用期限を延長すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 「炭素生産性向上率」の要件が引き上げられるとともに、特別償却率・税額控除率が引き下げられた上で、適用期限が2年間延長されました。

3. 地方拠点強化税制

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> 地方創生を巡っては、利用状況が低調な地方拠点強化税制を見直すなど、さらなる本社機能移転を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> オフィス減税について、税額控除率等の引上げや中古資産の購入・改修の対象追加（拡充）等が行われた上で、適用期限が2年間延長されました。

[事業承継税制]

相続税、贈与税の納税猶予制度

法人会提言	改正の概要
・特例承継計画の提出期限（令和8年3月末日）と特例制度の適用期限（令和9年12月末日）が近付いていることから、期限の延長を求める。	・法人の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、特例承継計画の提出期限が1年6ヵ月（令和9年9月まで）延長されました。

[消費税制]

免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置

法人会提言	改正の概要
・免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置について、80%控除可能となる措置が令和8年9月末日まで（令和8年10月1日から3年間は50%控除可能）となっているが、小規模事業者等が取引から排除されないよう、80%控除できる期間を当面の間、延長すること。	・免税事業者からの仕入れに係る経過措置について、最終的な適用期限を2年延長した上で、控除可能割合が段階的に縮減されました（令和8年10月からは7割、令和10年10月からは5割、令和12年10月から令和13年9月末までは3割）。なお、1免税事業者ごとの年間適用上限仕入額は1億円（改正前：10億円）に引き下げられました。

[所得税]

1. ふるさと納税

法人会提言	改正の概要
・ふるさと納税について、住民税は居住自治体の会費であり、他の自治体に納税することは地方税の原則にそぐわないとの指摘もある。寄付先を納税者の出身自治体に限定するなど、さらなる見直しが必要である。また、必要経費は寄付総額の5割以下とする基準が設けられているが、より多くの寄付金が寄付した地域のために活用されるよう、事務手数料のあり方等を含め、制度設計の見直しが欠かせない。	・寄付金のうち地方公共団体が活用できる財源の割合が段階的に60%以上と設定されるとともに、用途を公表することとなりました。また、ふるさと納税による個人住民税の税額控除制度について、特例控除の限度額は193万円となります。

2. セルフメディケーション税制

法人会提言	改正の概要
・薬剤費を抑制する観点からセルフメディケーション税制の対象となる医薬品などの拡充も欠かせない。	・対象となる医薬品が見直された上で、スイッチOTC医薬品の適用期限は恒久化、それ以外の医薬品は5年間延長されました。

[地方税]

固定資産税の免税点

法人会提言	改正の概要
・固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。	・家屋に係る免税点は30万円（改正前：20万円）未満に、償却資産に係る免税点は180万円（改正前：150万円）未満に引き上げられます。

令和8年度事業計画

自 令和8年4月1日 ～ 至 令和9年3月31日

I 活動の基本方針

公益法人制度改革により、公益社団法人として新たにスタートしてから13年が経過し、新しいルールのもとでの組織運営・事業活動はほぼ定着したものと捉えることができる。

そのうえで令和8年度は、これまでの歴史と実績を踏まえたうえで、「法人会の理念」である「税のオピニオンリーダーとして企業の発展を支援し、地域の振興に寄与し、国と社会の繁栄に貢献する経営者の団体」として積極的に各種事業に取り組んでいくことを基本方針とする。

また、そうした活動を一層充実したものとするためにも組織・財政基盤の確保、充実が必要となることから、引き続き会員増強活動に力を入れるとともに、会員相互の交流を一層深め協力体制の確立を図りつつ、以下に掲げる諸施策に取り組むこととする。

II 主な事業計画

1. 税を巡る諸環境の整備・改善等を図るための事業

(1) 税に関する研修・セミナー開催事業

一般の企業及び市民、会員に対する税知識の一層の普及啓発に努めることとし、研修教材や資料の配布を行うなど、会員を含めた多くの方を対象として、税務に係る幅広い知識の普及や経営財政を取り巻く諸問題の改善を目的とした研修会やセミナーを引き続き開催することとする。研修教材についても、有効なものを選定し提供する。

また、インターネットセミナーを活用した豊富な一流の講師陣による映像と音声での社内研修や経営者の自己研鑽などの研修活動の充実に努める。

(2) 講演会開催事業

会員企業及び市民が政治・経済学者・ジャーナリスト等の視点を変えた税制に関する様々な考え方を聞くことで、税知識の普及が身近に感じるようになるなど、地元紙等で広報し、広く参加を募りテーマに即した講演会を開催することとする。

(3) 租税教育事業

村上税務署管内の小学校6年生を対象に、青年部会員等が講師となり、「租税教室」を行い、税金の課税される仕組みや使われ方、税の大切さを身近な事例で説明し、税の大切さを理解していただくこととする。また、女性部会による「税に関する絵はがきコンクール」を行い、税に対する理解と関心を深めてもらうこととする。

(4) 税の広報活動事業

改正税法や税務申告の情報に対する早期対応と周知及び「e-Tax」のさらなる普及に資するためのPR活動など利用促進を促すことや、会のホームページ及び広報誌において、改正税法や税務申告の情報を掲載し、公共施設や金融機

関窓口に配置して多くの市民の方々へ税務情報を周知する。また、イベント会場などで、税に関するクイズや日本の税制をマンガで説明した冊子を配布するなど、市民から税に関心を持ってもらう事業を実施することとする。

(5) 税の調査研究（支援を含む）及び社会への提言事業

財政再建と持続可能な社会保障制度を構築するため、社会保障と税の一体改革に本腰を入れて取り組むことが求められている。さらには少子高齢やグローバル化の進展などの社会構造の変化への対処など、山積する諸課題に広く対処していく必要がある。

これらを踏まえ、地域の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして建設的な提言を行っていくものとする。

この事業として、税制に対する意見集約を行って提言を行うこととし、税に対するアンケートを行い、その意見・要望をもとに税制改正要望を取りまとめ国会、地方議会、関係官庁に向けて提言を実施するものとする。

(6) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のためには極めて重要であることから、国税当局等と協力しながら「自主点検チェックシート」を活用し、企業の税務コンプライアンス向上に積極的に取り組むこととする。

2. 地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業

(1) 講演会・セミナーの開催事業

地域社会への政治経済の情報、健康情報、福祉的情報等の講演会や地域経済の発展に繋がる実務セミナーを開催することは、地域社会の活性化や地域経済の改善に役立つことである。

法人及び一般の方を対象として、さまざまな分野の専門家を講師に迎え、講演会・セミナーを開催することとする。

(2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

講演会等で法人及び一般家庭からタオルを寄贈していただいたものを、特別養護老人ホームなどの福祉施設に寄贈し、活用していただくとともに、会員から回収した使用済み切手を社会福祉協議会へ届け、市内福祉団体支援の一助とする。

また、海岸などの清掃活動や花の鉢植えの配布による環境美化活動に取り組むことなどで、福祉問題や環境問題の改善に役立てることとする。

3. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資する事業

(1) 組織の充実・強化

法人会組織を存続・発展させる観点から、会の組織基盤強化・維持を図るため、さらなる会員増強に向けて、組織目標の設定や諸施策を実施し、「会員増強月間」において法人会一丸となった会員拡大の取り組みを行う。また、極めて厳しい社会・経済状況の下、廃業等による退会により会員数が減少傾向にあることから、さらなる組織の強化・充実を図るため、役員の率先した参画や指導のもと新規加入の促進を行うとともに、会員の退会防止策等、より効果的な

対応策を展開する。法人会事務局の基盤強化、職員の資質・技能向上を目的とした全法連・局連・県連が主催する事務局セミナーの参加に努めることとする。

(2) 広報活動の充実

法人会の知名度向上・活動内容の周知や会員増強等に資する広報活動を充実させるため、村上法人会だよりを夏号と冬号を引き続き発行することとする。

また、全法連や県連の行うポスター・ラジオCM・新聞広告によるPRの協力を図るほか、ホームページの充実、マスコミ等に対するパブリシティ強化のための広報活動を展開する。

(3) 青年・女性部会の充実

① 青年部会活動の大きな柱である「租税教育活動」、「財政健全化のための健康経営プロジェクト事業」及び「部会員増強運動」については、目標数値を設定のうえ、より積極的な展開を図る。

② 「女性部会のあり方（基本方針）」に沿って、「税に関する絵はがきコンクール」や「社会貢献活動」を積極的に取り組む。また、「食品ロス」削減への取り組みについて検討を行う。

(4) 法人会会員の福利厚生の上昇に資することを目的とする事業

法人会の福利厚生制度を取り巻く環境がますます厳しさを増している状況のもと、引き続き取り扱い三社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化を図るため、会員企業に対する加入率向上に努め、会員の企業価値を高めることにもなる福利厚生事業の充実に努める。

4. 本会の組織を充実し、全国法人会総連合・新潟県法人会連合会及び友誼団体との連携強化を図る事業

会員支援のために、会員の輪を広げるために、異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員等に限定した研修会講習会などの事業を行う。

また、会員企業の経理業務に長年にわたり功労があった者に対し、村上法人会会長名による優良経理担当職員表彰状と記念品を贈り、一層の納税協力活動の推進者を育成するとともに、広く社会に納税の重要性を広報することとする。

5. 本会の活動に関係する諸官公庁との連携を図る事業

6. その他、本会の目的達成に必要な事業

収支予算書(損益計算ベース)

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

単位:円

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	11,500	100	11,400	
基本財産受取利息	11,500	100	11,400	基本財産利息収入
特定資産運用益	450	1	449	
特定資産受取利息	450	1	449	特定積立金利息収入
受取会費	4,576,000	4,770,000	△ 194,000	
正会員受取会費	4,477,000	4,690,000	△ 213,000	一般会費収入
賛助会員受取会費	99,000	80,000	19,000	
事業収益	776,000	862,000	△ 86,000	
会員親睦事業収益	200,000	250,000	△ 50,000	懇親会等会費収入
青年・女性部会事業収益	576,000	612,000	△ 36,000	青年・女性部会会費収入
受取補助金	5,445,400	5,309,800	135,600	
受取全法連助成金振替額(A)	3,995,400	3,909,800	85,600	全法連助成金(A)
受取全法連助成金(B)	400,000	350,000	50,000	全法連助成金(B)
受取県連補助金(B)	1,050,000	1,050,000	0	県連補助金(B)
雑収益	210,000	200,020	9,980	
受取利息	10,000	20	9,980	受取利息収入
雑収益	200,000	200,000	0	雑収入
経常収益計(A)	11,019,350	11,141,921	△ 122,571	
(2) 経常費用				
事業費	9,674,310	9,572,340	101,970	
(税に関する研修会事業)	183,400	185,400	△ 2,000	
会場費	80,000	80,000	0	
資料費	3,000	3,000	0	
諸謝金	10,000	10,000	0	
印刷製本費	5,000	5,000	0	
委託費	59,400	59,400	0	
消耗品費	20,000	20,000	0	
通信運搬費	3,000	3,000	0	
委員会費	3,000	5,000	△ 2,000	
(税法税務に関する教材作成配布事業)	20,000	50,000	△ 30,000	
資料費	20,000	50,000	△ 30,000	
(租税教育事業)	318,000	295,000	23,000	
会場費	3,000	5,000	△ 2,000	
印刷製本費	70,000	47,000	23,000	
通信運搬費	5,000	5,000	0	
消耗品費	180,000	180,000	0	
支払負担金	30,000	28,000	2,000	
委員会費	30,000	30,000	0	
(税の広報事業)	191,000	257,400	△ 66,400	
会場費	3,000	3,000	0	
印刷製本費	5,000	20,000	△ 15,000	
委託費	35,000	35,000	0	
新聞掲載費	30,000	56,400	△ 26,400	
通信運搬費	3,000	3,000	0	
消耗品費	30,000	50,000	△ 20,000	
支払負担金	80,000	80,000	0	
委員会費	5,000	10,000	△ 5,000	
(会報発行事業)	300,000	350,000	△ 50,000	
会報作成費	300,000	350,000	△ 50,000	
(税制改正提言事業)	11,000	11,000	0	
調査研究費	10,000	10,000	0	
委員会費	1,000	1,000	0	

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
(地域社会経営支援研修事業)	250,400	250,400	0	
会場費	35,000	35,000	0	
資料費	3,000	3,000	0	
諸謝金	120,000	120,000	0	
委託費	59,400	59,400	0	
支払負担金	20,000	20,000	0	
印刷製本費	10,000	10,000	0	
通信運搬費	3,000	3,000	0	
(地域社会の経済経営に関する教材作成配布事業)	20,000	50,000	△ 30,000	
資料費	20,000	50,000	△ 30,000	
(地域社会貢献活動事業)	288,000	288,000	0	
会場費	35,000	35,000	0	
通信運搬費	3,000	3,000	0	
消耗品費	80,000	80,000	0	
諸謝金	150,000	150,000	0	
印刷製本費	10,000	10,000	0	
委員会費	10,000	10,000	0	
(組織基盤強化のための支援事業)	173,000	173,000	0	
会員増強推進費	150,000	150,000	0	
通信運搬費	3,000	3,000	0	
委員会費	20,000	20,000	0	
(会員支援事業)	60,000	80,000	△ 20,000	
会員表彰事業費	40,000	60,000	△ 20,000	
委員会費	20,000	20,000	0	
(会員交流事業)	350,000	250,000	100,000	
会員交流費	350,000	250,000	100,000	
(会員の福利厚生制度推進に関する事業)	70,000	100,000	△ 30,000	
福利厚生事業費	50,000	80,000	△ 30,000	
委員会費	20,000	20,000	0	
(管理費のうち事業費配賦額)	7,439,510	7,232,140	207,370	
役員報酬	0	534,000	△ 534,000	
給料手当	4,984,000	4,149,180	834,820	
退職給付費用	35,600	124,600	△ 89,000	
福利厚生費	756,500	712,000	44,500	
旅費交通費	667,500	667,500	0	
通信運搬費	445,000	445,000	0	
消耗什器備品費	26,700	44,500	△ 17,800	
消耗品費	115,700	133,500	△ 17,800	
印刷製本費	17,800	17,800	0	
賃借料	267,000	267,000	0	
委託費	56,070	56,070	0	
租税公課	890	890	0	
支払手数料	62,300	75,650	△ 13,350	
雑費	4,450	4,450	0	
管理費	1,333,940	1,522,860	△ 188,920	
役員報酬	0	66,000	△ 66,000	
給料手当	616,000	512,820	103,180	
退職給付費用	4,400	15,400	△ 11,000	
福利厚生費	93,500	88,000	5,500	
渉外慶弔費	30,000	50,000	△ 20,000	
表彰費	30,000	100,000	△ 70,000	

科目	当年度	前年度	増減	備考
会議費	253,000	375,000	△ 122,000	
総会費	200,000	200,000	0	
役員会費	30,000	150,000	△ 120,000	
その他会議費	20,000	20,000	0	
委員会	3,000	5,000	△ 2,000	
旅費交通費	82,500	82,500	0	
通信運搬費	55,000	55,000	0	
消耗什器備品費	3,300	5,500	△ 2,200	
消耗品費	14,300	16,500	△ 2,200	
印刷製本費	2,200	2,200	0	
賃借料	33,000	33,000	0	
委託費	6,930	6,930	0	
租税公課	110	110	0	
諸会費	101,450	104,000	△ 2,550	県連会費他
支払手数料	7,700	9,350	△ 1,650	
雑費	550	550	0	
経常費用計(B)	11,008,250	11,095,200	△ 86,950	
当期経常増減額(A-B)	11,100	46,721	△ 35,621	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
固定資産受増益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産売却損				
固定資産除却損				
災害損失				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	11,100	46,721	△ 35,621	
法人税、住民税、および事業税	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	11,100	46,721	△ 35,621	
一般正味財産期首残高	11,825,237	11,758,163	67,074	
一般正味財産期末残高	11,836,337	11,825,237	11,100	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	3,995,400	3,909,800	85,600	
受取全法連助成金	3,995,400	3,909,800	85,600	
一般正味財産への振替額	△ 3,995,400	△ 3,909,800	△ 85,600	
一般正味財産への振替額	△ 3,995,400	△ 3,909,800	△ 85,600	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	11,836,337	11,825,237	11,100	

収支予算書内訳表

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

単位:円

科 目	公益目的事業会計		収益事業等会計				法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)			
I 一般正味財産増減の部									
1. 経常増減の部									
(1) 経常収益									
基本財産運用益			11,500	11,500					11,500
基本財産受取利息			11,500	11,500					11,500
特定資産運用益							450		450
特定資産受取利息							450		450
受取会費			3,680,600	3,680,600		358,160	537,240		4,576,000
正会員受取会費			3,581,600	3,581,600		358,160	537,240		4,477,000
賛助会員受取会費			99,000	99,000					99,000
事業収益						776,000			776,000
会員親睦事業収益						200,000			200,000
青年・女性部会事業収益						576,000			576,000
受取補助金等	3,156,366	839,034		3,995,400		500,000	950,000		5,445,400
受取全法連助成金振替額	3,156,366	839,034		3,995,400					3,995,400
受取全法連助成金							400,000		400,000
受取県連補助金						500,000	550,000		1,050,000
雑収益							210,000		210,000
受取利息							10,000		10,000
雑収益							200,000		200,000
経常収益計	3,156,366	839,034	3,692,100	7,687,500		1,634,160	1,697,690		11,019,350

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の控除)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)	小 計				
(2) 経常費用											
事業費	6,373,160	1,728,660		8,101,820		1,572,490	1,572,490				9,674,310
調査研究費	10,000			10,000							10,000
会場費	86,000	70,000		156,000							156,000
資料費	23,000	23,000		46,000							46,000
諸謝金	10,000	270,000		280,000							280,000
会報作成費	300,000			300,000							300,000
新聞掲載費	30,000			30,000							30,000
会員表彰事業費						40,000	40,000				40,000
会員増強推進費						150,000	150,000				150,000
会員交流費						350,000	350,000				350,000
福利厚生事業費						50,000	50,000				50,000
委員会費	39,000	10,000		49,000		60,000	60,000				109,000
役員報酬	0	0		0		0	0				0
給料手当	3,584,000	784,000		4,368,000		616,000	616,000				4,984,000
退職給付費用	25,600	5,600		31,200		4,400	4,400				35,600
福利厚生費	544,000	119,000		663,000		93,500	93,500				756,500
旅費交通費	480,000	105,000		585,000		82,500	82,500				667,500
通信運搬費	331,000	76,000		407,000		58,000	58,000				465,000
消耗什器備品費	19,200	4,200		23,400		3,300	3,300				26,700
消耗品費	313,200	98,200		411,400		14,300	14,300				425,700
印刷製本費	92,800	22,800		115,600		2,200	2,200				117,800
賃借料	192,000	42,000		234,000		33,000	33,000				267,000
委託費	134,720	68,220		202,940		6,930	6,930				209,870

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)			
租税公課	640	140		780		110			890
支払負担金	110,000	20,000		130,000		0			130,000
支払手数料	44,800	9,800		54,600		7,700			62,300
雑費	3,200	700		3,900		550			4,450
管理費							1,333,940		1,333,940
役員報酬							0		0
給料手当							616,000		616,000
退職給付費用							4,400		4,400
福利厚生費							93,500		93,500
渉外慶弔費							30,000		30,000
表彰費							30,000		30,000
会議費							253,000		253,000
旅費交通費							82,500		82,500
通信運搬費							55,000		55,000
消耗什器備品費							3,300		3,300
消耗品費							14,300		14,300
印刷製本費							2,200		2,200
賃借料							33,000		33,000
委託費							6,930		6,930
租税公課							110		110
諸会費							101,450		101,450
支払手数料							7,700		7,700
雑費							550		550
經常費用計	6,373,160	1,728,660	0	8,101,820	0	1,572,490	1,333,940		11,008,250
当期經常増減額	△ 3,216,794	△ 889,626	3,692,100	△ 414,320	0	61,670	363,750		11,100

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)			
2. 経常外増減の部									
(1) 経常外収益							0		0
固定資産売却益							0		0
固定資産受増益							0		0
経常外収益計							0		0
(2) 経常外費用							0		0
固定資産売却損							0		0
固定資産除却損							0		0
災害損失							0		0
経常外費用計							0		0
当期経常外増減額							0		0
他会計振替額				0			0		
当期一般正味財産増減額	△ 3,216,794	△ 889,626	3,692,100	△ 414,320		61,670	363,750		11,100

【法人の事業について】

認定規則第45条第4号

事業 年度	自	令和8年4月1日	法人コード	A012188
	至	令和9年3月31日	法人名	公益社団法人村上法人会

1. 事業の一覧

(1) 公益目的事業

事業番号	事業名等
公 1	税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業
公 2	地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

(2) 収益事業等

[1] 収益事業

事業番号	事業名等
収	

[2] その他の事業(相互扶助等事業)

事業番号	事業名等
他 1	会組織の充実を図る事業、全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業、会員のための福利厚生事業

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

い。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 1	税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業	47.3

[1] 事業の概要について (注1)

税を巡る諸環境の整備改善等を図るための事業

この事業の趣旨は、税の学習環境の整備や税務相談及び財政改善相談の環境を整え、税制及び税務に関する調査研究やその活動支援及び税に関する提言を行うことにより、納税意識の高揚や税知識の普及などの税を巡る諸環境の整備等を図ることである。

以上のことを目的として次の事業を行う。

(1) 税に関する研修・セミナー事業

この事業の目的は、法人が行う税務申告や決算調整が非常に複雑化してきているため、税制改正に伴う改正点を的確に理解することである。

この事業の内容は、会員を含めた多くの方を対象に、税務に係る幅広い知識の普及や経営財政を取り巻く諸問題の改善を目的として研修会やセミナーを開催することである。

(2) 講演会等事業

この事業の目的は、政治・経済学者・ジャーナリスト等の視点を変えた税制に関する考え方を聞くことで、税知識の普及が身近に感じるように指導することである。

この事業の内容は、広く参加を募り、テーマに即した講演会を開催することである。

(3) 租税教育事業

この事業の目的は、小・中学校において税に深く携わる人の目線で、租税教育を行うことである。

この事業の内容は、税金の課税される仕組みや使われ方、税の大切さを説明する租税教室の開催と警察署や消防署及び自衛隊等施設の税金で運営されている施設を見学することで、税金の使われ方の勉強会を実施することである。

(4) 税の広報事業

この事業の目的は、改正税法や税務申告の情報に対する早期対応と周知を促すことである。

この事業の内容は、会の広報誌やホームページ等において、改正税法や税務申告の情報を周知することと、その広報誌をホームページに掲載すると共に市の公共施設や商工会議所窓口配置して多くの市民の方々へ税務情報を周知することである。

また、イベント会場などにおいて、税に関するクイズや税制をマンガで説明した冊子を配布することで、市民から税に関する関心を持ってもらう事業も実施する。

(5) 税の調査研究 (支援を含む) 及び社会への提言事業

この事業の目的は、法人各社が税金の大切さと税制を考える機会を与えることと、税制に対する意見集約を行

って提言を行うことである。

この事業の内容は、法人各社へ税に対するアンケートを行い、その意見・要望をもとに、税制改正要望をとりまとめて国会、地方議会、関係官庁に向けての提言活動を実施している。

（事業実施のための財源）

公益事業は、基本的に参加費無料で実施し、一部会員以外の者に有料とすることがあるが、極めて低廉な参加費の設定となっている。

このため参加費収入だけでは、事業費を賄えないため、不足する部分は会費や（公財）全国法人会総連合会から助成金を充当している。

社団法人村上法人会は、村上市、旧岩船郡（関川村、粟島浦村を含む。）法人企業のほぼ半数を会員としており、税知識の普及・啓発、納税意識の向上、企業経営と地域社会の健全な発展に貢献することを目的に活動しているため、多くの賛同者を得られることで会費収入等の充実を図り、安定財源としていく。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 1
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条1項第1号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
18	本事業は、我が国の国税・地方税に関して、納税者の権利と義務を深く認識し、税制並びに税務行政の健全な運営の基礎となる。適正な申告納税環境の維持・発展に貢献する点において、別表18号の「国政の健全な運営の確保に資する事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))		
(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	(1)税に関する研修・セミナー 税務に関する実務者研修会(税制改正の要点、決算調整及び申告の実務、新設法人の税務申告、源泉所得税の申告実務、会社間取引の帳簿整理実務、事業承継にかかる税制、経営財政改善等)について 1 税制改正等については、一般の方々改正内容を理解するには非常に難しい点が多く、税務に係る実務者研修会は、会員や一般の方を対象にした解説及び実務の手引きを行う研修会であり、税制の周知を広く一般の方にまで行うことは、不特定多数の者の利益の増進に寄与すると考える。 また、インターネット、広報誌、市報等において開催日、目的及び位置づけを明らかにしている。 2 市報、商工会議所ニュース、ホームページや定期発行の地元新聞等に開催案内を掲載する等して会員以外の一般の方の参加を呼びかけている。 3 確認行為は行っていない。 4 講師となる税務署の担当官は無償。税理士や公認会計士においても一般相場よりも低い謝金で依頼している。(税理士の場合、1回の研修会で1万円を上限としている。)
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。	(2)講演会等事業について 1 経営者、従業員、一般の方を対象に税制や税に関する経営、財政の問題をテーマに講演会を開催することは、地域経済の改善向上、税制や財政知識の普及につながり、広く一般に「納税意識の向上」「税知識の普及」を伝えることにもなることから不特定多数の利益の増進に寄与すると考える。 また、インターネット、広報誌、案内チラシなどを用いて、開催日、目的及び内容等の広報を行うことでこの事業の目的及び位置づけを明らかにしている。 2 市報、商工会議所ニュース、ホームページや定期発行の地元新聞等に開催案内を掲載する等して

	4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	<p>会員以外の一般の方の参加を呼びかけている。</p> <p>3 確認行為は行っていない。</p> <p>4 各講師とも一般的な相場、または、一般より低い謝金で依頼している。 一部の講演会は、無償の場合もある。</p>	
(3) 講座、セミナー、育成	<p>1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。</p> <p>3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。</p> <p>4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。</p>	<p>(3)租税教育事業「租税教室」の開催について</p> <p>1 小中学校児童生徒を対象とした「租税教室」は、村上市内及び関川村の各小中学校を対象に開催し、税の大切さを心に刻んでもらうことを目的としており、次代を担う児童生徒に広く税の大切さを周知することは、不特定多数の者の利益の増進に寄与すると考える。 また、学校・保護者を通しての案内チラシ等を用いて、開催目的や内容等の広報を行うことで、この事業の目的及び位置づけを明らかにしている。</p> <p>2 岩船地区租税教育推進協議会(構成:税務署、自治体、税理士会、納税協力団体、教育委員会等)と岩船郡市内各小中学校を対象に行っている。</p> <p>3 確認行為は行っていない。</p> <p>4 講師は、本青年部会員がボランティアで行っており無償であり、参加は全て無料とし、税に関する下敷き、小冊子などを配布し負担している。</p>	<p>営利目的では為し得ない「国の根幹である税の大切さ」を児童生徒へ伝える機会を提供しており、公共の利益に寄与していると考えられる</p>
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(4)税の広報事業</p> <p>【1】広報誌の配布、ホームページについて</p> <p>1 広報誌「村上市法人会だより」年2回発行及びホームページに時宜に適した税法・税務等の情報を掲載し、情報発信している。広く一般の方にも税の情報を提供することを目的としており、不特定多数でないもの利益の増進への寄与を目的に掲げていない。</p> <p>2 ア 広報誌は、会員に送付している他、市の公共施設などにも備え付けており、また、ホームページへのアクセスも一般に呼びかけている。 イ 広報誌及びホームページは、税務当局、上部団体の(公財)全国法人会総連合から専門家による情報提供を頼り作成している。 ウ 当該事業は、審査・選考を伴っていない。 エ 公益目的として設定した「納税意識の高揚」「税知識の普及」を図ることを目的に広報誌の配布、ホームページの作成を行っており、業界団体の販売促進や協同宣伝にはなっていないと考える。</p>	<p>発行部数は、広報誌、上部団体(公財)全国法人会総連合機関誌それぞれ900部は、すべて無料で税知識の広報のため提供しており、公共の利益に寄与していると考えられる。</p>
(6) 調査、資料収集	<p>1.当該調査、資料収集が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。</p> <p>2.当該調査、資料収集の名称や結果を公表していなかったり、内容についての外部からの問合せに答えないということはないか。 (注)ただし、受託の場合、個人情報保護、機密性その他の委託元のとむを得ない理由で公表できない場合があり、この場合は、当該理由の合理性について個別にその妥当性を判断する。</p> <p>3.当該調査、資料収集に専門家が適切に関与しているか。</p> <p>4.当該法人が外部に委託する場合、そのすべてを他者に行わせること(いわゆる丸投げ)はないか。</p>	<p>【2】税に関するクイズについて</p> <p>1 各商工会等のイベント会場や地域貢献活動と講演会会場または租税教室において、広く一般市民や児童・生徒を対象に税金クイズを行うことで税に対する関心を啓発し、「納税意識の高揚」「税知識の普及」を図ることを目的に行っている事業である。</p> <p>2 ア 各地域のイベント会場の来場者や講演会の参加者などを対象に実施しており、誰でも参加することができ、このことは、広く一般に開かれている。 イ 税金クイズの内容は、上部団体(公財)全国法人会総連合や国税庁のホームページ「税の学習コース」等から作成したものであり、税務当局にも確認している。</p>	<p>日本の税制を税のマンガで説明した冊子の配布枚数は、租税教育事業と併せて1100部を税知識の普及のために提供しており、公共の利益に寄与していると考えられる。</p>

		<p>ウ 当該事業は、審査・選考は伴わない。</p> <p>エ 定款にも明記しているように、公益目的として設定した「納税意識の高揚」「税地域の普及」を図ることを目的に行っており、業界全体の販売促進、協同宣伝とはなっていないと考える。</p>	
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	<p>1.事業目的(趣旨:不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。)</p> <p>2.事業の合目的性(趣旨:事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。)</p> <p>ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか)</p> <p>イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか)</p> <p>ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか)</p> <p>エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか)</p> <p>(注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。</p>	<p>(5)税の調査研究(支援を含む)及び社会への提言事業について</p> <p>1 経営者を対象に、税制についてのアンケート調査を実施。(社)新潟県法人会連合会(公財)全国法人会総連合と連携し、より良い税制を実現するための税制改正を取りまとめ、国会、地方自治体、地方議会に提言を行うことは、不特定多数の利益の増進に寄与すると考える。結果については、ホームページ、広報誌、チラシ等により一般の方に公開することで、この事業の目的及び位置づけを明らかにしている。</p> <p>2 取りまとめられた税制改正要望事項及び改正事項は、広報誌、ホームページ、チラシで公表し、税制改正の内容については、税務当局の協力を得て研修会を開催し、問い合わせに答えている。</p> <p>3 税制改正アンケートは、税制委員会(税理士を含む)で検討・分析しており、アンケートの取りまとめは、(社)新潟県法人会連合会・(公財)全国法人会総連合が専門家を交えて取りまとめることから、専門家が適切に関与していると考ええる。</p> <p>4 上部団体で全国的な税制改正アンケートの取りまとめを行い、当会も連携していることから外部に委託していない。</p>	<p>税制改正の内容をまとめた冊子を作成し、研修会等において無料で提供しており、公共の利益に寄与していると考えられる。</p>

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

2. 個別事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

い。)

事業番号	事業の内容	当該事業の事業比率 (%)
公 2	地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業	13.5

[1] 事業の概要について (注1)

地域の経済社会環境の整備改善等を図るための事業

この事業の趣旨は、政治経済情勢の認識機会の提供や、高齢者・地域住民に癒される機会を提供することにより、地域の活性化や整備改善等を図ることである。

以上のことを目的に次の事業を行う。

(1) 講演会・セミナーの開催事業

この事業の目的は、1. 地域社会へ政治・経済情勢の情報、時事問題等の講演会や地域経済の発展に繋がる実務セミナーの開催で地域社会の活性化や経済の改善に役立つことと 2. 健康の情報、癒される機会の福祉的情報の講演会、セミナーの開催で地域社会の活性化、文化の向上、生活改善・向上等に大いに役立つことである。

この事業の内容は、法人及び一般の方を対象に行政関係者、医師、経営実務コンサルタント等、広範囲な分野の専門家を講師に迎え、講演会・セミナーを開催することである。

(2) 地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業

この事業の目的は、一般市民の家庭で不要になった古タオル等を回収して、福祉施設に持参訪問し、再利用していただくとともに併せて歌や踊りを披露して入所者を慰問するなど地域の福祉問題や環境問題の改善に役立つことである。

この事業の内容は、地域社会貢献事業として一般公開の特別講演会などの開催時に古タオル等を集めて、老人福祉施設に寄贈し利用していただくとともに女性部会員による歌や踊りを披露して入所者の慰問を行っている。また環境美化活動として、一人暮らし老人世帯への花の鉢植えの配布や河川敷きなどの清掃を行っている。

(事業実施のための財源)

上記事業の講演会・セミナーは基本的に参加費無料で実施しており、福祉・環境の改善事業は、ボランティアで実施している。

このため事業収入だけでは事業費を賄えないので、不足する残高は受取会費や(公財)全国法人会総連合の助成金を充当している。

社団法人村上法人会では、村上市・関川村・粟島浦村の法人企業のほぼ半数を会員としており、税知識の普及・啓発、納税意識の向上、事業経営と地域社会の健全な発展に貢献することを目的に活動しているため、多くの賛同者をこれからも増やすことで会費収入等の充実を図り、安定財源としていく。

注1 事業の概要の欄では、事業の実施のための財源、必要となる財産を含めて記載してください。また、事業の重要な部分を委託している場合には、その委託部分分かるように記載してください。

2. 個別の事業の内容について

(1) 公益目的事業について

(事業単位ごとに作成してください。)

事業番号	公 2
------	-----

[2]事業の公益性について

定款(法人の事業又は目的)上の根拠	第4条第1項第2号
事業の種類 (別表の号)	(本事業が、左欄に記載した事業の種類に該当すると考える理由を記載してください。)
19	本事業は、地域経済社会の一員として地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする点において、別表19号の「地域社会の健全な発展を目的とする事業」に該当すると考える。

(本事業が不特定多数の者の利益の増進に寄与すると言える事実を記載してください(注1。))

(下欄事業区分欄から、法人の事業に該当の区分を選択してください。事業区分ごとのチェックポイントがその横に表示されます。該当する事業区分がないと考える場合には、最後の(18)「上記事業区分に該当しない場合」を選択してください。)		チェックポイントに該当する旨の説明	
事業区分	区分ごとのチェックポイント	(左欄に表示されたチェックポイントに対して、できるだけ対応するように、どのように事業を行うのがわかるように記載してください。)	その他説明事項
(3) 講座、セミナー、育成	1.当該講座、セミナー、育成(以下「講座等」)が不特定多数の者の利益の増進に寄与することを主たる目的として位置付け、適当な方法で明らかにしているか。 2.当該講座等を受講する機会が、一般に開かれているか。 (注)ただし、高度な専門的知識・技能等を育成するような講座等の場合、質を確保するため、レベル・性格等に応じた合理的な参加の要件を定めることは可。 3.当該講座等及び専門的知識・技能等の確認行為(受講者が一定のレベルに達したかについて必要に応じて行う行為)に当たって、専門家が適切に関与しているか。 (注)専門的知識の普及を行うためのセミナー、シンポジウムの場合には、確認行為については問わない。 4.講師等に対して過大な報酬が支払われることになっていないか。	(1)講演会・セミナー開催事業 1 法人及び一般市民を対象に、政治経済情勢や健康・福祉的情報の認識機会の提供や経済活動の活性化を図るための講演会・セミナー等を開催することは、地域経済の全般の活性化を促す効果に大いに役立っており不特定多数の者の利益の増進に寄与すると考える。 また、ホームページ、広報誌、案内チラシ等を用いてこの事業の開催日、目的及び内容等の広報を行うことで、この事業の目的及び位置づけを明らかにしている。 2 ホームページ、広報誌、案内チラシ等で、法人会会員、関係者、一般市民にも多数参加を呼びかけている。 3 確認行為は行っていない。 4 講師には、一般相場より低い謝金で依頼するケースが多いが、テーマによっては一般相場となることもある。	講演会・セミナー参加者には、税の情報、日本の税制をマンガで説明した冊子を配布し税知識の普及の機会を提供しており、公共の利益に寄与していると考えられる。
(18) 上記の事業区分に該当しない場合	1.事業目的(趣旨：不特定多数でない者の利益の増進への寄与を主たる目的に掲げていないかを確認する趣旨。) 2.事業の合目的性(趣旨：事業の内容や手段が事業目的を実現するのに適切なものになっているかを確認する趣旨。) ア 受益の機会の公開(例 受益の機会が、一般に開かれているか) イ 事業の質を確保するための方策(例 専門家が適切に関与しているか) ウ 審査・選考の公正性の確保(例 当該事業が審査・選考を伴う場合、審査・選考が公正に行われることとなっているか) エ その他(例 公益目的として設定した事業目的と異なり、業界団体の販売促進、共同宣伝になっていないか) (注)2.(事業の合目的性)ア～エは例示であり、事業の特性に応じてそれぞれ事実認定上の軽重には差がある。	(2)地域の福祉問題や環境問題などの改善に資する事業 1 この活動は、一般市民の家庭で不要となった古タオル等の寄付を呼びかけて回収し、老人福祉施設に寄贈し 再利用して役立ててもらえることを事業目的に行っている。また、一人暮らし老人世帯への花の鉢植えを配布して慰問するなどをしており、福祉及び環境美化にも寄与していると考えられる。 2 ア 一般市民の家庭で不要のものを老人介護施設で再利用する環境にやさしい活動は、村上市、関川村全域に呼びかけている。また一人暮らし老人世帯への花の鉢植えによる慰問活動をおこなっており、受益の機会が一般に開かれていると考える。 イ 毎年提供先の福祉施設現場の意見を聞き、さらに事業の質を確保するよう専門家からも意見・要望を聞いている。 ウ 当該事業は、審査・選考は行わない。 エ 福祉施設現場から感謝され、地元新聞に活動の記事が掲載されるなど、地域の福祉問題や環境問題などを改善する公益事業として、一般市民に定着している。	最近、介護現場などからの要望もあり、女性部会研修会・セミナーにおいて日常的に古タオル等の寄付を進めており、公共の利益に寄与していると考えられる。

[3]本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について(注2)

許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注1 「公益認定等に関する運用について(公益認定等ガイドライン)」における「【参考】公益目的事業のチェックポイントについて」を参考に記載してください。

注2 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

(3) その他の事業（相互扶助等事業）について

（事業単位ごとに作成してください。）

い。）

事業番号	事業の内容	定款（法人の事業又は目的）上の根拠
他 1	会組織の充実を図る事業、全国各地の法人会との連携強化を図る事業、会員支援のための親睦・交流等に関する事業、会員のための福利厚生事業	第4条第1項第3号第4号
事業の概要		
<p>会員支援及び会員の輪を広げるために、異業種交流の一環として、会員間の情報交換や相互の親睦事業を行うほか、会員等に限定した研修会・講習会などの事業を行っている。また、当該事業は下記のとおり。</p> <p>(1) 会員早春特別講演会（年1回開催 185名参加）</p> <p>(2) 優良経理担当職員の表彰（年1回開催 4名表彰）</p> <p>(3) 視察研修（1支部・女性部会・本会で開催 延べ64名参加）</p> <p>(4) 会員増強推進運動（本会・6支部・青年・女性部会で随時開催）</p> <p>(5) 支部役員事業会議（6支部で随時開催）</p>		
本事業を反復継続して行うのに最低限必要となる許認可等について（注）		
許認可等の名称	根拠法令	許認可等行政機関

注 記載した許認可等を得ている場合には、許認可等の写しを、現在申請中の場合には、当該許認可等の申請書を添付してください。また、「許認可等行政機関」は課名等まで記載してください。

決 議 事 項

第1号議案 令和7年度決算報告承認の件

第2号議案 その他

貸借対照表

令和8年3月31日現在

(単位：円)

科目	当年度	前年度	増減
I. 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	6,866,897	6,782,933	83,964
現金	38,813	104,545	△ 65,732
普通預金	6,796,084	6,678,388	117,696
前払金	32,000	0	32,000
【流動資産合計】	6,866,897	6,782,933	83,964
2. 固定資産			
(1) 基本財産			
定期預金	5,000,000	5,000,000	0
【基本財産合計】	5,000,000	5,000,000	0
(2) 特定資産			
退職給付引当資産	40,000	480,000	△ 440,000
【特定資産合計】	40,000	480,000	△ 440,000
(3) その他の固定資産			
【その他の固定資産合計】	0	0	0
【固定資産合計】	5,040,000	5,480,000	△ 440,000
【資産合計】	11,906,897	12,262,933	△ 356,036
II. 負債の部			
1. 流動負債			
預り金	41,660	24,770	16,890
【流動負債合計】	41,660	24,770	16,890
2. 固定負債			
退職給付引当金	40,000	480,000	△ 440,000
【固定負債合計】	40,000	480,000	△ 440,000
【負債合計】	81,660	504,770	△ 423,110
III. 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
【指定正味財産合計】	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産			
【一般正味財産合計】	11,825,237	11,758,163	67,074
(うち基本財産への充当額)	(5,000,000)	(5,000,000)	(0)
(うち特定資産への充当額)	(0)	(0)	(0)
【正味財産合計】	11,825,237	11,758,163	67,074
【負債及び正味財産合計】	11,906,897	12,262,933	△ 356,036

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	11,250	100	11,150	
基本財産受取利息	11,250	100	11,150	基本財産利息収入
特定資産運用益	269	10	259	
特定資産受取利息	269	10	259	特定積立金利息収入
受取会費	4,630,000	4,752,000	△ 122,000	
正会員受取会費	4,532,500	4,668,000	△ 135,500	一般会費収入
賛助会員受取会費	97,500	84,000	13,500	
事業収益	739,000	877,000	△ 138,000	
会員親睦事業収益	160,000	277,000	△ 117,000	懇親会等会費収入
青年・女性部会事業収益	579,000	600,000	△ 21,000	青年・女性部会会費収入
受取補助金等	5,454,800	5,398,600	56,200	
受取全法連助成金振替額	3,909,800	3,861,600	48,200	全法連助成金(A)
受取全法連助成金	350,000	350,000	0	全法連助成金(B)
受取全法連補助金	145,000	112,000	33,000	全法連補助金(B)会員増強支援
受取県連補助金	1,050,000	1,075,000	△ 25,000	県連補助金(B)
雑収益	492,921	338,554	154,367	
受取利息	16,010	4,792	11,218	受取利息収入
雑収益	476,911	333,762	143,149	雑収入
経常収益計(A)	11,328,240	11,366,264	△ 38,024	
(2) 経常費用				
事業費	9,936,539	9,828,239	108,300	
(税に関する研修会事業)	154,949	236,247	△ 81,298	
会場費	70,160	131,830	△ 61,670	
資料費	0	11,200	△ 11,200	
諸謝金	0	0	0	
印刷製本費	0	60	△ 60	
委託費	59,400	59,400	0	
消耗品費	24,750	25,877	△ 1,127	
通信運搬費	0	0	0	
委員会費	639	7,880	△ 7,241	
(税法税務に関する教材作成配布事業)	9,455	9,455	0	
資料費	9,455	9,455	0	
(租税教育事業)	338,592	370,375	△ 31,783	
会場費	1,400	1,400	0	
印刷製本費	72,474	68,772	3,702	
通信運搬費	2,730	4,934	△ 2,204	
消耗品費	221,738	264,019	△ 42,281	
支払負担金	23,000	7,000	16,000	
委員会費	17,250	24,250	△ 7,000	
(税の広報事業)	185,586	273,765	△ 88,179	
会場費	0	0	0	
印刷製本費	17,688	45,688	△ 28,000	
委託費	34,100	34,100	0	
新聞掲載費	29,400	56,400	△ 27,000	
通信運搬費	560	0	560	
消耗品費	23,200	57,133	△ 33,933	
支払負担金	80,000	80,000	0	
委員会費	638	444	194	
(会報発行事業)	279,900	344,800	△ 64,900	
会報作成費	279,900	344,800	△ 64,900	
通信運搬費	0	0	0	
(税制改正提言事業)	2,850	11,290	△ 8,440	
調査研究費	2,850	4,810	△ 1,960	
委員会費	0	6,480	△ 6,480	

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
(地域社会経営支援研修事業)	292,180	362,792	△ 70,612	
会場費	46,000	86,310	△ 40,310	
資料費	0	9,120	△ 9,120	
諸謝金	176,780	187,510	△ 10,730	
委託費	59,400	59,400	0	
支払負担金	10,000	8,500	1,500	
印刷製本費	0	11,792	△ 11,792	
通信運搬費	0	160	△ 160	
(地域社会の経済経営に関する教材作成配布事業)	0	0	0	
資料費	0	0	0	
(地域社会貢献活動事業)	189,748	378,479	△ 188,731	
会場費	16,000	56,000	△ 40,000	
消耗品費	67,124	34,065	33,059	
諸謝金	35,430	195,850	△ 160,420	
印刷製本費	53,944	53,944	0	
通信運搬費	0	770	△ 770	
委員会費	17,250	37,850	△ 20,600	
(会員支援事業)	57,725	80,892	△ 23,167	
会員表彰事業費	57,087	72,264	△ 15,177	
委員会費	638	8,628	△ 7,990	
(組織基盤強化のための支援事業)	130,582	284,842	△ 154,260	
会員増強推進費	116,582	254,342	△ 137,760	
通信運搬費	0	0	0	
委員会費	14,000	30,500	△ 16,500	
(会員交流事業)	412,924	985,950	△ 573,026	
会員交流費	412,924	985,950	△ 573,026	
(会員の福利厚生制度推進に関する事業)	66,582	135,380	△ 68,798	
福利厚生事業費	45,082	104,880	△ 59,798	
委員会費	21,500	30,500	△ 9,000	
(管理費のうち事業費配賦額)	7,815,466	6,353,972	1,461,494	
役員報酬	540,000	2,136,000	△ 1,596,000	
給料手当	4,185,793	1,687,941	2,497,852	
退職給付費用	36,000	109,025	△ 73,025	
福利厚生費	753,501	570,555	182,946	
旅費交通費	705,303	493,808	211,495	
通信運搬費	537,450	546,069	△ 8,619	
消耗什器備品費	272,529	0	272,529	
消耗品費	361,781	204,724	157,057	
印刷製本費	8,280	16,567	△ 8,287	
賃借料	270,000	267,000	3,000	
委託費	56,700	56,070	630	
事務委託費	0	222,500	△ 222,500	
租税公課	0	356	△ 356	
支払手数料	87,697	42,182	45,515	
雑費	432	1,175	△ 743	
管理費	1,324,627	1,306,437	18,190	
役員報酬	60,000	264,000	△ 204,000	
給料手当	465,088	208,622	256,466	
退職給付費用	4,000	13,475	△ 9,475	
福利厚生費	83,722	70,518	13,204	
渉外慶弔費	32,000	20,000	12,000	
表彰費	109,098	7,700	101,398	

科 目	当年度	前年度	増 減	備 考
会議費	211,144	388,665	△ 177,521	
総会費	147,817	192,138	△ 44,321	
役員会費	47,339	154,736	△ 107,397	
その他会議費	15,500	22,000	△ 6,500	
委員会費	488	19,791	△ 19,303	
旅費交通費	78,367	61,032	17,335	
通信運搬費	59,717	67,492	△ 7,775	
消耗什器備品費	30,281	0	30,281	
消耗品費	40,198	25,303	14,895	
印刷製本費	920	2,048	△ 1,128	
賃借料	30,000	33,000	△ 3,000	
委託費	6,300	6,930	△ 630	
事務委託費	0	27,500	△ 27,500	
租税公課	0	44	△ 44	
諸会費	104,000	104,750	△ 750	県連会費他
支払手数料	9,744	5,213	4,531	
雑費	48	145	△ 97	
経常費用計(B)	11,261,166	11,134,676	126,490	
当期経常増減額(A-B)	67,074	231,588	△ 164,514	
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
固定資産売却益				
固定資産受増益				
経常外収益計	0	0	0	
(2) 経常外費用				
固定資産売却損				
固定資産除却損				
災害損失				
経常外費用計	0	0	0	
当期経常外増減額	0	0	0	
税引前当期一般正味財産増減額	67,074	231,588	△ 164,514	
法人税、住民税、および事業税	0	0	0	
当期一般正味財産増減額	67,074	231,588	△ 164,514	
一般正味財産期首残高	11,758,163	11,526,575	231,588	
一般正味財産期末残高	11,825,237	11,758,163	67,074	
Ⅱ 指定正味財産増減の部				
受取補助金等	3,909,800	3,861,600	48,200	
受取全法連助成金	3,909,800	3,861,600	48,200	
一般正味財産への振替額	△ 3,909,800	△ 3,861,600	△ 48,200	
一般正味財産への振替額	△ 3,909,800	△ 3,861,600	△ 48,200	
当期指定正味財産増減額	0	0	0	
指定正味財産期首残高	0	0	0	
指定正味財産期末残高	0	0	0	
Ⅲ 正味財産期末残高	11,825,237	11,758,163	67,074	

正味財産増減計算書内訳表
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

単位：円

科目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	内部取引 控除	合計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	収1	他1 (会員支援)	小計				
I 一般正味財産増減の部											
1. 経常増減の部											
(1) 経常収益											
基本財産運用益			11,250	11,250							11,250
基本財産受取利息			11,250	11,250							11,250
特定資産運用益			0	0					269		269
特定資産受取利息				0					269		269
受取会費			3,768,825	3,768,825				317,275	543,900		4,630,000
正会員受取会費			3,671,325	3,671,325				317,275	543,900		4,532,500
賛助会員受取会費			97,500	97,500							97,500
事業収益								739,000			739,000
会員親睦事業収益								160,000			160,000
青年・女性部会事業収益								579,000			579,000
受取補助金等	3,127,840	781,960		3,909,800				860,000	685,000		5,454,800
受取全法連助成金振替額	3,127,840	781,960		3,909,800							3,909,800
受取全法連助成金								350,000	0		350,000
受取全法連補助金								0	145,000		145,000
受取県連補助金			0	0				510,000	540,000		1,050,000
雑収益								0	492,921		492,921
受取利息									16,010		16,010
雑収益								0	476,911		476,911
経常収益計	3,127,840	781,960	3,780,075	7,689,875			1,916,275	1,916,275	1,722,090		11,328,240

科目	公益目的事業会計				収益事業等会計				法人会計	内部取引 控除	合計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共通	小計	収1	他1 (会員支援)	小計	合計			
	(2) 経常費用										
事業費	6,528,997	1,697,667		8,226,664		1,709,875	1,709,875				9,936,539
調査研究費	2,850	0		2,850							2,850
会場費	71,560	62,000		133,560							133,560
資料費	9,455			9,455							9,455
諸謝金	0	212,210		212,210							212,210
会報作成費	279,900	0		279,900							279,900
新聞掲載費	29,400	0		29,400							29,400
会員表彰事業費						57,087	57,087				57,087
会員増強推進費						116,582	116,582				116,582
会員交流費						412,924	412,924				412,924
福利厚生事業費						45,082	45,082				45,082
委員会費	18,527	17,250		35,777		36,138	36,138				71,915
役員報酬	384,000	84,000		468,000		72,000	72,000				540,000
給料手当	2,976,564	651,123		3,627,687		558,106	558,106				4,185,793
退職給付費用	25,600	5,600		31,200		4,800	4,800				36,000
福利厚生費	535,823	117,211		653,034		100,467	100,467				753,501
旅費交通費	501,549	109,714		611,263		94,040	94,040				705,303
通信運搬費	385,477	83,603		469,080		71,660	71,660				540,740
消耗什器備品費	193,798	42,394		236,192		36,337	36,337				272,529
消耗品費	526,955	123,401		650,356		48,237	48,237				698,593
印刷製本費	96,050	55,232		151,282		1,104	1,104				152,386
賃借料	192,000	42,000		234,000		36,000	36,000				270,000
委託費	133,820	68,220		202,040		7,560	7,560				209,600
事務委託費	0	0		0		0	0				0

科 目	公益目的事業会計			収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 (地域貢献)	共 通	小 計	収1	他1 (会員支援)			
租税公課	0	0		0			0		0
支払負担金	103,000	10,000		113,000			0		113,000
支払手数料	62,362	13,642		76,004		11,693	11,693		87,697
雑費	307	67		374		58	58		432
管理費							1,324,627		1,324,627
役員報酬							60,000		60,000
給料手当							465,088		465,088
退職給付費用							4,000		4,000
福利厚生費							83,722		83,722
渉外慶弔費							32,000		32,000
表彰費							109,098		109,098
会議費							211,144		211,144
旅費交通費							78,367		78,367
通信運搬費							59,717		59,717
消耗什器備品費							30,281		30,281
消耗品費							40,198		40,198
印刷製本費							920		920
賃借料							30,000		30,000
委託費							6,300		6,300
事務委託費							0		0
租税公課							0		0
諸会費							104,000		104,000
支払手数料							9,744		9,744
雑費							48		48
経常費用計	6,528,997	1,697,667	0	8,226,664		1,709,875	1,324,627		11,261,166
当期経常増減額	△ 3,401,157	△ 915,707	3,780,075	△ 536,789		206,400	397,463		67,074

科 目	公益目的事業会計				収益事業等会計			法人会計	内部取引 控 除	合 計
	公1 (税の啓発)	公2 地域貢献	共 通	小 計	収1	他1 会員支援	小 計			
2. 経常外増減の部										
(1) 経常外収益								0		0
固定資産売却益								0		0
固定資産受増益								0		0
経常外収益計								0		0
(2) 経常外費用								0		0
固定資産売却損								0		0
固定資産除却損								0		0
災害損失								0		0
経常外費用計								0		0
当期経常外増減額								0		0
他会計振替額								0		0
当期一般正味財産増減額	△ 3,401,157	△ 915,707	3,780,075	△ 536,789		206,400	206,400	397,463		67,074

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

退職給付引当金

事務局職員の退職給付に備えるため、当期末において発生していると認められる額を、期末自己都合要支給額に基づいて計上している。

(2) 消費税等の会計処理

消費税込額で表示している。

会費収入は不課税である。

2. 基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の明細、増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
定期預金	5,000,000	0	0	5,000,000
小 計	5,000,000	0	0	5,000,000
特定資産				
退職給付引当資産	480,000	40,000	480,000	40,000
小 計	480,000	40,000	480,000	40,000
合 計	5,480,000	40,000	480,000	5,040,000

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産				
定期預金	5,000,000	—	(5,000,000)	—
小 計	5,000,000	—	(5,000,000)	—
特定資産				
退職給付引当金	40,000	—	(—)	(40,000)
小 計	40,000	—	(—)	(40,000)
合 計	5,040,000	—	(5,000,000)	(40,000)

4. 引当金の明細

引当金の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	480,000	40,000	480,000	0	40,000

5. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び当期末残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び当期末残高は、次のとおりである。

(単位:円)

補助金等の名称	交付者	当期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
補助金						
受取県連補助金	(一社)新潟県法人会連合会	0	1,050,000	1,050,000	0	一般正味財産
受取全法連補助金	(公財)全国法人会総連合	0	145,000	145,000	0	一般正味財産
助成金						
受取全法連助成金	(公財)全国法人会総連合	0	350,000	350,000	0	一般正味財産
受取全法連助成金	(公財)全国法人会総連合	0	3,909,800	3,909,800	0	指定正味財産
合 計		0	5,454,800	5,454,800	0	

6. 指定正味財産から一般正味財産への振替の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
事業費計上による振替額	3,909,800
合 計	3,909,800

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位：円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金 額	
【流動資産】	現 金	手元保管	運転資金として	38,813	
	預 金	普通預金	運転資金として	6,796,084	
		第四北越銀行村上支店		637,444	
		村上信用金庫本店		1,757,610	
		村上信用金庫本店		3,798,550	
		大光銀行村上支店		334,223	
		きらやか銀行村上支店		268,257	
	前払金		女性フォーラム大会参加費	32,000	
流動資産合計				6,866,897	
【固定資産】	基本財産	定期預金	公益目的保有財産であり、運用益を公益事業の財源として使用している。	5,000,000	
				村上信用金庫本店	5,000,000
	特定資産	退職金給付引当資産	定期預金	職員に対する退職金の支払いに備えたもの	40,000
					村上信用金庫本店
固定資産合計				5,040,000	
資産合計				11,906,897	
【流動負債】	預り金		源泉税、個人預り金	19,660	
			市県民税、個人預り金	22,000	
流動負債合計				41,660	
【固定負債】	退職給付引当金	職員に対するもの	職員に対する退職金の支払いに備えたもの	40,000	
					40,000
固定負債合計				40,000	
負債合計				81,660	
正味財産				11,825,237	

監査報告書

公益社団法人 村上法人会
会 長 伴 田 和 良 様

私ども監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度の理事の職務の執行、計算書類及び事業報告書並びにこれらの附属明細書を監査し、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第99条及び同法第124条に基づき、その方法及び結果について、下記のとおり報告します。

1. 監査の方法及びその内容

私どもは、理事会並びに各理事及び事務局と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び事務局職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁文書等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告の内容について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査並びに現金、預金通帳等の実地調査を行い、当該事業年度に係る計算書類について、その適正性について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

ア. 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

イ. 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類等の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和8年4月24日

公益社団法人 村上法人会

監 事 本 間 信

監 事 小 田 健 司

第2号議案 その他

(参 考)

村上法人会地区別会員数 (賛助会員含む)

(令和8年3月末現在)

地 区 名	法 人 数 (A)	会 員 数 (B)	加 入 割 合 (B) / (A)
関 川	66	44	66.7%
荒 川	140	78	55.7%
神 林	137	62	45.3%
村 上	481	276	57.4%
朝 日	85	52	61.2%
山 北	83	53	63.9%
合 計	992	565	57.0%

県内法人会別会員数

(会員数・加入率＝令和7年12月末現在)

所 轄 税務署名	新 潟 管 内 法 人 会 名	所管法人数 (A)	会 員 数 (B)	加 入 率 (B) / (A)	青年部会	女性部会
新 潟	新 潟 法 人 会	12,818	2,675	20.9%	47	41
新 津	新 津 法 人 会	1,824	566	31.0%	17	26
新 発 田	新 発 田 法 人 会	2,454	735	30.0%	21	59
巻	燕西蒲 法人会	2,751	962	35.0%	54	47
三 条	三 条 法 人 会	3,345	1,490	44.5%	86	56
長 岡	長 岡 法 人 会	5,553	1,931	34.8%	29	18
小 千 谷	小 千 谷 法 人 会	2,792	1,243	44.5%	39	45
十 日 町	十 日 町 法 人 会	1,057	584	55.3%	40	32
柏 崎	柏 崎 法 人 会	1,414	564	39.9%	23	32
高 田	高 田 法 人 会	4,059	1,485	36.6%	64	84
糸 魚 川	糸 魚 川 法 人 会	712	345	48.5%	26	32
村 上	村 上 法 人 会	992	543	54.7%	48	55
相 川	佐 渡 法 人 会	991	409	41.3%	21	37
合 計		40,762	13,532	33.2%	515	564

(注) 「加入率」は小数点以下第2位を四捨五入

令和7年度 優良経理担当職員表彰者名

(敬称略・順不同)

渡 部 佑太郎	株式会社加藤組
大 滝 初 美	株式会社岩船港鮮魚センター
山 口 一 男	宮尾酒造株式会社
小和田 ゆかり	株式会社コウデン

==== 記念講演会 ====

▽ テーマ 2025年の村上から考える

「責任のある託し方」

廃業の前に、事業承継とM&Aという選択肢を整える

▽ 講師 おおの しゅんすけ 大野 駿介 氏

株式会社日本提携支援 代表取締役
M&Aシニアエキスパート



プロフィール

講師は前職の(株)日本M&Aセンターに6年間在籍し、大手金融機関との連携部署の立ち上げに参画。年間最多アドバイザー契約（当時最年少受賞）の実績を持つ。2021年3月に(株)日本提携支援を設立し、中小企業庁認定のM&A支援機関として、地域企業の円滑な事業承継・M&Aを支援。成約が先行しやすい支援構造に課題意識を持ち、自社では仲介を行わず、全国の提携M&A支援機関のネットワークを活かして相談企業ごとに最適な支援体制を組成している。事業承継相談1,000件超、M&A成約50組超の支援実績を有し、経営者の不安を言語化・整理して意思決定を前に進める支援を行っている。

事業承継に関する協定

株式会社日本提携支援と村上市は、2025年5月9日に「事業承継の推進に関する協定」を締結。

株式会社日本提携支援と村上市が連携・協力し、市内の後継者不在などの課題を抱える企業・事業主への支援を行っています。